

【学校記入・確認欄】 2024年2月改訂

	教務	担任
保健室保管		

学校における感染症にかかる登校に関する意見書

大阪府立門真なみはや高等学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番

生徒名: _____

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

出席停止期間: _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

第1種 [治癒]

 (_____)

第2種

- インフルエンザ(A型・B型) [発症した後5日経過かつ解熱後2日経過]
 百日咳 [特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了]
 麻疹 [解熱後3日経過]
 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過かつ全身状態が良好]
 風しん [発しんが消失]
 水痘 [すべての発疹が痂皮化]
 咽頭結膜熱 [主要症状消退後2日経過]
 結核 [感染のおそれなし]
 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]
 新型コロナウイルス感染症 [発症した後5日経過かつ症状軽快後1日経過]

第3種 [感染のおそれなし]

- 腸管出血性大腸菌感染症 *便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である
 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス
第3種その他の感染症 ※流行の状況に応じて出席停止とする場合がある
 (_____)

 その他の意見:

(_____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所:

医療機関名:

診察医師名: